

# 広報誌 編集・校正・制作業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

## 1. 目的

行政広報誌は、市政情報を分かりやすく読みやすく間違いなく市民に提供することが求められていることに加え、今後はデジタル媒体との連携や読み手の属性に応じた掲載方法なども総合的に検討する必要がある。

現在、本市が制作・全戸配布している広報誌「広報とよなか」は、情報量が多いものの、掲載内容の全てが全市民にとって必要とはいえず、多様な情報発信媒体が充実している今日においては、紙媒体のメリットを生かしつつ、読み手が自分にとって必要な情報を探しやすく、かつ自分に合った形で情報を収集できるよう改善していくことが必要だと考えられる。

今後、数ある情報発信媒体の一つとして、広報誌がその本来の役割を果たすため、事業者から提案を受ける公募型プロポーザル方式を採用し、引き続き安定的に制作することをめざす。

## 2. 業務概要

### (1) 事業名

広報誌 編集・校正・制作業務

### (2) 内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 契約期間

令和4年（2022年）2月1日（予定）から令和9年（2027年）2月28日まで

### (4) 予算概要

委託料の上限は、月額 1,540,000 円（消費税等含む）

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年度豊中市入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 過去 10 年間に於いて、労働関係法令等違反による官公署からの摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (11) 過去 5 年間に於いて、本市と同規模以上の国又は地方自治体と本業務と同様及び同等の契約を 2 件以上締結し、それらを全て誠実に履行した実績があること。

#### 4. 日程

	一次審査がある場合 (応募者が4者以上の場合)	一次審査がない場合 (応募者が3者以下の場合)
募集要項等の公表	4月23日(金)	
説明会	5月10日(月)	
質問事項の締め切り	5月14日(金) 午後5時15分(必着)	
質問事項への回答	5月19日(水)	
企画提案書の提出期限	5月28日(金) 午後5時15分(必着)	
第一次審査結果の通知予定日	6月4日(金)	5月31日(月)
第二次審査 (プレゼンテーション ※)	6月11日(金)	
第二次審査結果の通知予定日	6月16日(水)	
委託契約の締結予定日	令和4年(2022年)2月1日(火)	

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、来庁による第二次審査の実施が不相当と判断される場合は、他の審査方法に変更する場合があります

#### 5. 説明会

- ・ 時 間：午後1時から午後3時まで
- ・ 会 場：入札室（市役所第一庁舎4階）
- ・ 申し込み：5月7日（金）午後5時までに、下記「14. 応募・質問・問い合わせ先」宛て電話もしくは電子メールにて申込者名（法人の場合は社名も）および人数を連絡
- ・ 質疑応答：同日会場で回答できる内容については口頭で回答。会場での回答が困難な内容については、上表にて定める質問事項への回答とまとめて回答する
- ・ そ の 他：説明会の出席は応募資格の要件とはしない

#### 6. 応募書類

(1) 応募書類（形式は、A4 判縦または A3 判片袖折り・左端綴）

NO.	提出書類	留意事項（※）	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式1
2	企画提案書類等 提出届	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式2
3	入札参加停止措置等状況調書	公募日から過去3年以内の処分歴等の有無を確認し、該当するものにチェックを入れること。正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式3

4	業務経歴書	これまで5年以内に他自治体において同様の業務を請け負った実績について記載すること。	様式4
5	企画提案書	・別紙「提案課題」の「6. サンプル誌」を除く、同課題の1～5について両面10枚以内での企画提案を求める ・企画提案事項については、イラスト、イメージ等の使用も可とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること	任意
6	見積書・内訳書	・見積書は、契約期間総額および月額を明示すること ・人件費などの積算金額の根拠を明示した内訳書を添付すること（項目は追加可）。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式 5-①②

※いずれも押印省略可

(2) 提出部数

- ・8部（正本1部、副本7部）

※上記応募書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を併せて提出すること

## 7. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第一庁舎3階  
豊中市 都市経営部 広報戦略課

(2) 提出方法

郵送または持参（持参の場合は月曜～金曜日の午前8時45分～午後5時15分に上記（1））

(3) 提出期限

令和3年（2021年）5月28日（金）午後5時15分（必着）

## 8. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

## 9. 質疑・回答

質問がある場合は、「質問書」(様式 6) をメールで上記 6. (1) の事務局宛て提出すること。

- ・提出先アドレス：[kouhou@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kouhou@city.toyonaka.osaka.jp)  
※電話もしくは開封確認にて到着を確認すること
- ・提出期限：令和 3 年 (2021 年) 5 月 14 日 (金) 午後 5 時 15 分 (必着)
- ・回答方法：令和 3 年 (2021 年) 5 月 19 日 (水) 正午に市公式ホームページに掲載
- ・その他：上記提出期限以降は業務に係る質問も受け付けない。市の回答に対する質問も同様とする。

## 10. 選定方法

### (1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会により審査する。
- ・応募者が 4 者以上の場合、第一次審査 (書類選考) を行い、第一次審査通過者の 3 者による第二次審査 (プレゼンテーション) を行う。
- ・応募者が 3 者以下の場合には第一次審査を行わず、全応募者によるプレゼンテーション審査を行う。
- ・第二次審査の評価点が最も高い応募者を受託候補者とし、次に高い応募者を次点とする。

### (2) 審査の実施

- ・提出書類およびプレゼンテーションの内容に基づき、審査を実施する。
- ・第二次審査でパワーポイント等を使用する場合は開催日前日までに申告し、必要な機材は提案者が用意する (プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意する)。
- ・第二次審査の時間は 20 分 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 5 分) 程度とする
- ・第二次審査のプレゼンテーションは、本業務に携わる担当者 (総括責任者を含む、3 名以内) が行うものとする

### (3) 審査項目

評価項目		採点
提案内容	① 市の認識している課題を的確に把握し、課題の解消につながる誌面構成になっているか	30 点
	② 検索性が高く、記事の内容に応じた読み手を意識した誌面構成になっているか	30 点
	③ 制作過程の効率化・省力化が図られているか	10 点
実施体制	・業務を遂行できる人員・組織体制があるか ・セキュリティは確保されているか ・スケジュールは妥当か	10 点
業務実績	・類似業務の実績があるか	10 点
費用	・積算額は必要最低限に抑えられているか	10 点
減点評価	・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等	-10 点

(4) 審査結果の通知

- ・第一次審査の結果は、メールで全応募者に通知（第一次審査を行わない場合も通知）する。
- ・第二次審査の結果は、郵送で通知する。なお、市と仕様及び契約金額などを協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、受託候補者の通知をもって本業務の委託を確約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、市公式ホームページにより公表する

## 11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

## 12. 契約の締結

- (1) 受託候補者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容及び仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結を行うこととする（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

### 13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式7）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。市の回答に対する質問も同様とする。

### 14. 応募・質問・問い合わせ先

〒561 - 8501 大阪府豊中市中桜塚3 - 1 - 1 豊中市役所第一庁舎3階

豊中市 都市経営部 広報戦略課

担当：酒井・竹山

TEL：06 - 6858 - 2028

FAX：06 - 6842 - 2810

E-mail：kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

以上